

## 第4号議案 会費規定改定（案）承認の件

### 1. 定款による会費の規定

#### 《定款第7条》

正会員及び準会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 前項の会費等については、その2分の1を公益目的事業のために、残余はその他費用及び管理費用のために充当するものとする。

#### 《会費規程第6条》

本会の会費は、本会の会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）を単位とした会費18,000円とする。ただし、準会会員の会費については、年会費の2分の1である9,000円とする。

### 2. 改定（案）

正会員：年会費18,000円（1,500円/月）→ 24,000円（2,000円/月）

準会員：年会費 9,000円（ 750円/月）→ 12,000円（1,000円/月）

施行日：令和8年4月1日

### 3. 理由

- ・会財政の健全化を図り安定した財政基盤を確立し、更には、公益法人としての活動を充実するため。（人件費の増加、物価高騰による費用の増加により、財政の安定を図らないと会活動に支障をきたす）
- ・令和6年度の経常費用の合計額は165,867,946円（P17参照）であり、会員1人あたり25,953円。経常費用を年会費で賄える程度にしたい。

参考：これまでの会費改定

12,000円（1,000円/月）（平成元年4月1日）

18,000円（1,500円/月）（平成20年4月1日）